

多重債務対策に市民と行政、専門家がより連携を強めること及び最高裁判所に分かりやすい一義的な利息制限法を求める決議

多重債務対策シンポジウムイン茨城（以下、本シンポジウムという）に集う、多数の学者、弁護士、司法書士、被害者の会、商工団体、市民は、よりよい多重債務対策を行うために何をすべきか、活発な報告と討論を行った。

経済的要因による年間自殺者は約8000人に上る中、貧困などの生活苦による多重債務問題は深刻化を極め、本シンポジウム参加者は、多重債務問題の解決のためには、多数の弁護士、司法書士、行政担当者、被害者の会、商工団体、市民の、連携が必要不可欠であり、今後、より緊密な協力と相談体制を築くことを確認した。

本シンポジウムでは、最高裁判所が、本年2月13日、「取引は個別、充当されない」という、消費者に不利な計算方法を強いる判決を出すことにより、貸金業者は居丈高になり債務整理や調停を行う専門家に大きな混乱を引き起こしている由々しき事態があることが判明した。

そもそも、人権の砦として数々の消費者保護の名判例を出した最高裁がこれまで確立した判断は、利息制限法が借主保護の強制法規であることに立脚し、契約は別個でも利息制限法のうえでは一体評価して、一連充当計算を行う方向を指し示している（最判昭和52年6月20日、最判平成15年7月18日）。判例及び確立した実務に照らし、そして貸金業者の潜脱の横行を避ける意味からも、「基本契約」や「基本契約ない場合の特段の事情」を充当の要件とすることはできない。

強行法規としての例外のない適用を徹底するために、借主に有利な特約ある場合の他は、全て、一連充当計算にするべきである。このことをあらためて確認され、最高裁2月13日判決は早急に是正されることを求める。

また、合法的な貸付の利率を超えた貸金業者に守られるべき利益が存在しないことは明らかであるので、利息制限法4条の遅延損害金制度は根本から見直されるべきである。なお、消費者契約法により、平均的損害を超える遅延損害金を徴求することが無効とされている。これに違反することは許されないと考える。

更に債務整理ないし特定調停に対して、取引履歴の全部開示に応じなかったり、誠実な分割弁済の提案を拒絶するなど、債務整理に協力しない貸金業者には、最終支払日以後の利息ないし遅延損害金の取得を認めないことを求める。万一、かかる請求を認めるならば、債務整理に協力すれば損をし、協力しないほど利益を得られることになるので、貸金業者は全員その方向に向い、債務整理秩序は破壊される危険がある。現実には、債務整理に対して不誠実な対応をする貸金業者が遅延損害金もしくは利息を請求したとしても、これを権利濫用・信義則違反とし、遅延損害金も利息も請求できないとする判断が現れているところであり（相馬簡裁平成18年2月1日判決、渋谷簡裁平成5年6月16日判決消費者法ニュース20号54頁）、「貸金業者には債務整理協力義務がある」「義務違反には利息も遅延損害金も認めない」との判断が確立されることを求める。

以上、決議する

2007年6月9日

多重債務対策シンポジウムイン茨城参加者一同